

旭川市住宅雪対策補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅に係る雪対策工事を行う場合にその費用の一部を補助することについて必要な事項を定め、冬期における快適で安全な住生活の実現のため、住宅に関する総合的な雪対策を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 住宅

一戸建住宅、共同住宅、長屋及び併用住宅とする。ただし、公営住宅など法令等により入居対象者が限定される住宅は除く。

(2) 申請者

補助金の交付を受けようとする住宅の所有者又は居住者で、市税の滞納がない者をいう。

(3) 住宅雪対策工事

住宅における雪対策として、冬期の快適性や安全性を向上させるために有効な住宅の改修、敷地内に設置する施設又は設備の工事その他市長が認めた工事をいう。

(4) 市内建築関連事業者

次のいずれかに該当する建築関連事業者をいう。

ア 旭川市内に営業所等を置く者

イ 上記ア以外で改修工事を行おうとする住宅の新築工事施工者

(補助金の対象となる住宅)

第3条 補助金の対象となる住宅は、補助金交付申請時に居住者がいる旭川市内の住宅とする。

2 併用住宅にあつては、非住宅部分の面積の合計が全体の面積の1/2以下かつ50㎡以下の建物に限り対象とする。

3 別表に掲げる対象工事基準の融雪施設工事に該当する工事を行う場合は、新築する住宅の敷地を含む。この場合において、前条第2号の「居住者」は、「新築工事の発注者」に読み替える。

4 過去に本制度を利用した住宅は除く。ただし、一戸建住宅で、本制度を利用した時に居住していた世帯全員及び所有者が変わった場合はこの限りではない。

5 補助金の交付申請をする年度に次の制度を利用する(利用予定を含む。)住宅は除く。

(1) 旭川市住宅改修補助制度

(2) 旭川市やさしさ住宅補助制度

(補助金の対象となる住宅雪対策工事)

第4条 補助金の対象となる住宅雪対策工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。（専ら住宅以外の用途に供するものを除く。）

- (1) 別表に掲げる対象工事基準に該当するもの
 - (2) 市内建築関連事業者が施工するもの
 - (3) 補助対象工事の工事費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が10万円以上のもの
 - (4) 補助金交付決定後に着手し、市長が定める日までに工事完了報告書を提出できるもの
- 2 国、北海道又は旭川市の他の助成を受ける（受ける予定を含む。）場合、その助成の対象となる工事は本補助金の対象としない。
- 3 前項の助成を受ける（受ける予定を含む。）場合において、その助成対象となる工事と補助対象工事とを明確に区分することができ、かつ、市長が他の助成と重複しないと認める場合は、前項の規定にかかわらず本補助金の対象とすることができる。
- 4 過去に本制度による補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した部位は、最後に交付を受けた日の属する年度から起算して10年を経過するまで本補助金の対象としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象工事費の3分の1以内（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）で、かつ、上限額は15万円とする。

（補助金交付の申請制限）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付申請を行うことができない。

- (1) 最後に本制度による補助金の交付を受けた日の属する年度から起算して10年を経過しない者
 - (2) 旭川市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、又は同条第2号に規定する暴力団員
 - (3) 補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあると認められる者
- 2 前項第2号の規定は、法人にあつては代表者及び役員とする。

（補助金の交付申請）

第7条 申請者は、別に定める期間内に補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅雪対策工事に係る見積書（市内建築関連事業者の押印があるもの）
- (2) 住宅雪対策工事を行う住宅の付近見取図
- (3) 住宅雪対策工事を予定している箇所と内容を示す図面（軽微なものを除く。）
- (4) 住宅雪対策工事を予定している箇所の写真

- (5) 所有者である事実を確認できる書類（申請者が補助金の対象となる住宅に居住していない場合）
 - (6) 第2条第4号イの建築関連事業者が工事を行う場合、当該事業者であると判別できる書類（契約書、図面等の写し）
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請に当たって、補助対象工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が45万円未満の場合で、かつ、補助金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額が明らかになる場合には、補助対象工事費からこれを減額して申請しなければならない。
- 3 申請者は、補助金交付申請書の補助申請額の合計が会計年度の予算の範囲内であることが明らかになったとき、次条第2項の抽選で交付予定者となったときその他市長が必要と認めるときは、市税の納税証明書を提出しなければならない。
- （補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、会計年度の予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 期間内に受付した補助申請額の合計が、予算を超える場合は、抽選により補助金の交付予定者を決定し、速やかに申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。この場合において、交付予定者決定後の補助対象工事費及び補助申請額の増額は認めない。
- 3 市長は、前2項の規定に基づき、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第2号）、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知するものとする。
- 4 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときには、補助金を交付しないと決定することができる。
- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
 - (2) この要綱に違反したとき。
- 5 市長は、交付の決定を行うに当たって、前条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額について減額して交付の申請がなされたものについては、補助対象工事費から当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 6 市長は、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うことを条件として附して交付の決定を行うことができる。
- （補助金の変更承認申請書等）

第9条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金交付決定通知書を受けた後、補助金交付申請書及びその添付書類の内容に変更が生じた時は、変更申請書（様式第4号）に変更内容を確認できる書類を

添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、変更に伴う補助金額等の変更の有無を決定し、補助金交付決定通知書（変更）（様式第5号）により、当該交付決定者に通知するものとする。ただし、補助対象工事費及び補助申請額は当該申請前の額を上限とし、補助金額の増額は認めない。
- 3 交付の決定にあたっては、前条第4項から第6項まで及び第18条の規定を準用する。
- 4 交付決定者は、補助金に係る工事が市長が定める日までに完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（補助金の交付申請の取下げ及び取りやめ）

第10条 申請者が第7条に規定する補助金交付申請書を提出した後に第8条第1項の補助金交付決定前に補助金の交付申請を取り下げる場合又は交付決定者が第8条第1項及び第8条第2項の補助金交付決定後に工事を取りやめる場合は、速やかに補助金交付申請取下げ届・工事取りやめ申請書（様式第6号）により市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出又は申請があったときは、補助金交付決定前においては取下げ届受理通知書（様式第7号）により申請者に、補助金交付決定後においては補助金交付決定通知書（取消）（様式第8号）により交付決定者に、通知するものとする。

（完了報告）

第11条 交付決定者は、補助金に係る工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）住宅雪対策工事の施工後の写真
- （2）施工後の確認が困難な部分がある場合は施工中の写真
- （3）工事請負契約書等の写し
- （4）支払を証明する書類の写し
- （5）道路占用許可書の写し（該当工事がある場合）
- （6）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により提出された工事完了報告書に基づき審査し、補助金に係る工事の結果が適当と認めるときは、交付金額を確定し、交付決定者に補助金交付額確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査で、工事の結果が適当でないとしたときは、交付決定者に必要な是正措置を命じ、是正の措置がなされたことを確認したのち、前項の通知を行うものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、補助金の交付金額の確定後、請求書（様式第11号）による交付決

定者の請求に基づき補助金を交付する。

(指導・助言)

第 14 条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して補助金の交付の目的を達成するため必要な指導・助言を行うものとし、当該指導・助言を受けた交付決定者は必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(補助金の取消し及び返還)

第 15 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。この場合において、取消しに係る部分に関し既に交付した補助金があるときは、その返還を命じることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 不正な行為があったとき。

(3) その他補助することが不相当と認められる事実があったとき。

2 前項の取消しは、補助金交付決定通知書(取消)(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付決定者が死亡した場合の補助金の交付)

第 16 条 交付決定者が死亡した場合で、その相続人が、補助金に係る工事を承継するときは、第9条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「前条の規定により補助金交付を受けた者」とあるのは、「相続人」と読み替えるものとする。

(事業完了後の消費税仕入控除税額の報告)

第 17 条 第7条第2項の適用を受けた交付決定者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の確定申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定し、仕入控除額がある場合は、その金額を速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受け、適当と認める場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることができる。

(調査)

第 18 条 市長は、補助事業の適正な執行のため必要と認めるときは、申請者等の個人情報等の調査及び現地調査をすることができる。

(取得財産の処分)

第 19 条 補助金の交付を受けた者は、本補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について、第12条第1項の補助交付金額の確定後10年の間に補助金の交付目的に反し、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊ししようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。(本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合を除く。)ただし、市長が特に認める場合を除く。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式

| 書類 | 様式 | 条 |
|-----------------------|----|-----------|
| 補助金交付申請書 | 1 | 第7条 |
| 補助金交付決定通知書 | 2 | 第8条 |
| 補助金不交付決定通知書 | 3 | 第8条 |
| 変更申請書 | 4 | 第9条 |
| 補助金交付決定通知書（変更） | 5 | 第9条 |
| 補助金交付申請取下げ届・工事取りやめ申請書 | 6 | 第10条 |
| 取下げ届受理通知書 | 7 | 第10条 |
| 補助金交付決定通知書（取消） | 8 | 第10条・第15条 |
| 工事完了報告書 | 9 | 第11条 |
| 補助金交付額確定通知書 | 10 | 第12条 |
| 請求書 | 11 | 第13条 |

旭川市住宅雪対策補助対象工事基準

| 融雪施設の設置 | |
|--|---|
| 融雪施設設置工事 | 1 融雪槽又は融雪機（固定式のもの）の設置 |
| | 2 ロードヒーティングの設置 |
| | 3 上記以外の融雪施設の設置 |
| | ・融雪施設の融雪水は、直接敷地外に流れ出て、凍結、凍上等で道路や隣地へ影響を及ぼすことのないように排水処理を適正に行うこと |
| | ・融雪水の排水管を道路側溝等に接続する時、又は道路上にロードヒーティングを設置する時は、 <u>工事着手前に道路占用許可の手続を行うこと</u> （既存の排水管に接続する場合にも必要な場合があります。） |
| ・投雪口は、格子蓋等による落下防止などの安全設備の配慮があるものとする（ただし、落下などの危険がない構造の場合はこの限りでない） | |
| ・熱源を屋外に設置する場合は、隣接者に対して騒音、排気等に十分配慮すること | |
| 屋根雪対策 | |
| 雪対策のための住宅改修工事 (一戸建住宅のみ対象) | 4 屋根ルーフヒーターの設置 |
| | 5 勾配屋根を無落雪屋根（M形屋根、フラット屋根（屋根勾配 3/100 程度））へ改修 |
| | 6 滑雪する屋根材（カラートタン等）を落雪しづらい屋根材（砂付きルーフィング等）へ変更 |
| | 7 雪庇切り金物の設置 |
| | ・いずれも改修前の状況で建築基準法関係規定に抵触していないこと |
| | ・無落雪屋根への改修は、隣地への軒先の雪・氷せり出し防止策を講じること、また、積雪の重さに耐えられる構造体であること |
| | ・雪庇切り金物の設置は、原則として無落雪屋根への設置に限る |
| 雪よけ屋根の設置 | |
| 8 | 玄関アプローチの通行上必要な部分へ屋根の設置を行うもの |
| | ・玄関アプローチを兼ねたカーポートは、幅3.4m以上（柱芯間）のものでアプローチのための幅1.5mの部分のみ対象 |
| | ・風除室は新たに屋根を設ける場合のみ対象 |
| 共通 | 9 上記工事に伴って最低限必要になる附帯工事 (例) ・諸経費 ・養生、整理清掃その他工事に必要な仮設工事 ・対象工事に直接関係する撤去、下地、復旧工事 |
| | 10 その他住宅の雪対策の向上に効果があると市長が認めた工事 |

対象にならない工事の例

- ・融雪施設等の改修
- ・屋根の塗装塗替え・張替え、防水改修
- ・屋根勾配の向きの変更や勾配のある屋根への改修
- ・玄関アプローチを兼ねない駐車用カーポートの設置
- ・既に屋根がある玄関への風除室の設置 など

・融雪施設設置工事は新築住宅も対象です。

(融雪施設工事が本体工事とは別契約で、かつ、工事契約前である必要があります。)

- ・併用住宅は、非住宅部分の延べ面積の合計が全体の延べ面積の $1/2$ 以下かつ 50 m^2 以下の建物に限り対象とします。ただし、専ら住宅以外の用途のために使用されるものは対象外となります。
- ・居住者のいない空き家や別荘は対象外です。
- ・各種調査費、申請手続代行費、住設備延長保証料、収入印紙代などは対象外です。
- ・判断が難しい場合は、事前に御相談ください。

市役所からのお願い

道路への雪出しをしないようにし、
玄関前などの道路の除雪にも御協力ください。